

## 第 8 節

# 米軍再編に係る 「ロードマップ」の発表

(平成 18 年 5 月 1 日)

### ....Outline....

平成 17 年 10 月 29 日の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、「日米同盟：未来のための変革と再編（共同文書）」が承認された。この「共同文書」は、在日米軍の兵力態勢の再編（米軍再編）に関し、個別の施設・区域に係る勧告がなされ、具体的な実施日程を含めた計画を平成 18 年 3 月までに作成するよう事務当局へ指示することなどを内容とするものであった。「共同文書」を踏まえ、日米間では事務レベル協議のほか、同年 1 月と同年 4 月の 2 度にわたり日米防衛首脳会談が行われ、同年 5 月 1 日の「2+2」において、「再編実施のための日米のロードマップ（ロードマップ）」が示された。

これにより、米軍再編は実施段階に移行したこととなり、現在、防衛省・防衛施設庁が一体となってその実現に取り組んでいる。また、米軍再編を着実に進めていくために、平成 19 年 5 月 30 日、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（米軍再編特措法）」（平成 19 年法律第 67 号）が公布された。

なお、これまでに 68 の関係地方公共団体への説明等を精力的に行い、47 の関係地方公共団体から一定の理解を得ている（平成 19 年 7 月 1 日現在）。

## ● 背景と経緯

米国は、冷戦終了後の安全保障環境の変化に適切に対処するためにグローバルな軍事態勢の見直しを進めており、これを背景として平成 14 年 12 月の「2+2」の共同発表において、新たな安全保障環境における日米両国の防衛態勢を見直す必要性を踏まえて、両国の役割・任務・能力及び兵力構成といった問題を議論することが言及された。

平成 17 年 2 月の「2+2」において、それまでの日米協議を踏まえ、第 1 段階として「共通戦略目標」を確認した。また、第 2 段階として「自衛隊及び米軍の役割・任務・能力」について検討を継続し、さらに第 3 段階として「在日米軍の抑止力を維持しつつ沖縄を含む地元の負担を軽減するとの観点から、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議」を強化することで一致した。

同年 10 月 29 日の「2+2」において、それまでの検討を取りまとめた「共同文書」が承



「2+2」後の共同会見（提供：読売新聞社）

その結果、同年5月1日の「2+2」において「ロードマップ」が示された。その概要は以下のとおりである。

① 抑止力の維持に関連するもの

- ・ 在日米陸軍司令部の改編
- ・ 横田飛行場やキャンプ座間における自衛隊と在日米軍の司令部の併置による日米の司令部間の連携向上
- ・ 嘉手納飛行場などから本土の航空自衛隊6施設への航空機の訓練の移転による日



稲嶺沖縄県知事と会談する額賀防衛庁長官



仲井眞沖縄県知事及び島袋名護市長と会談する久間防衛大臣

認された。この「共同文書」は、米軍再編について個別の施設・区域に係る具体的な勧告がなされ、さらに、具体的な実施日程を含めた計画を平成18年3月までに作成するよう事務当局に対して指示することなどを内容とするものであった。

「共同文書」を踏まえ、日米間では事務レベル協議のほか、平成18年1月と4月の2度にわたり日米防衛首脳会談が行われた。

- 米間の相互運用性の向上
  - ・ キャンプ・ハンセンや嘉手納飛行場の自衛隊による共同使用
  - ・ 航空自衛隊車力分屯基地へのXバンド・レーダーの展開
- など

② 地元負担の軽減に関連するもの

- ・ 普天間飛行場の移設・返還
  - ・ 在沖米海兵隊要員とその家族のグアムへの移転
  - ・ 嘉手納飛行場以南の人口が密集している地域の相当規模の土地の返還
  - ・ 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐
  - ・ キャンプ座間、相模総合補給廠の一部返還など
  - ・ 横田空域の一部返還をはじめとする空域や航空管制に関する措置
- など

※嘉手納飛行場などから本土の航空自衛隊6施設への航空機の訓練の移転は、訓練活動による地元への影響の軽減にも資するもの

政府は、「ロードマップ」に記載された再編案を的確かつ迅速に実施するための措置を講じるため、同月30日、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定した。さらに同閣議決定を踏まえ、政府は、同年12月15日、米軍再編を着実に進めていくための法案の制定について与党との間で合意を行い、平成19年2月9日、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」を閣議決定した。同法案は第166回国会（常会）に提出され、同年5月23日成立し、同月30日、米軍再編特措法として公布された。なお、同法は公布日から3月以内の政令で定める日から施行されることとされている。



稲嶺沖縄県知事と会談する北原防衛施設庁長官

また、同年4月30日に日米防衛首脳会談、同年5月1日に「2+2」がそれぞれワシントンで開催され、日米両政府は平成18年5月に発表した「ロードマップ」について、この1年の作業の進捗を確認するとともに、日米合意に従った着実な実施の重要性を再確認し、引き続き「ロードマップ」に記されている各再編案の早期実現に向けて協議を続けていくこととした。

## ● 米軍再編に係る日米間の実施体制

「ロードマップ」の実現に向けて防衛庁・防衛施設庁・外務省の実務担当者間で間断なく協議を行ってきたところ、再編に係る全体の実施プロセスを総括するための組織が必要との認識に至り、平成18年6月29日、米軍再編に係る案件の実施を総括する「在日米軍再編総括部会」が日米合同委員会の下に設立されるとともに、その後、個別の案件ごとの作業班が設置された。

なお、米海兵隊要員及びその家族のグアム移転については日米地位協定の適用外となることから、同総括部会では、取り扱われず、別途、日米間で協議が行われている。

## ● 米軍再編実施に係る防衛庁、防衛施設庁の体制

平成17年11月1日、「共同文書」を踏まえ、防衛施設庁は関係地方公共団体等との調整に万全を期すために、同庁に「在日米軍の兵力構成見直しに関する地元調整実施本部（本部長：防衛施設庁長官）」を設置した。

また、同年12月15日、米軍再編を着実に実施するために、防衛庁・防衛施設庁の関係職員からなる「米軍再編等に関する検討委員会（委員長：防衛事務次官）」が設置された（同日、上記地元調整実施本部は廃止）。

その後、平成18年9月25日、「ロードマップ」及び閣議決定等を踏まえ、米軍再編の着実な実施、日米間の役割・任務・能力の検討を推進するため、防衛庁・防衛施設庁が一体として業務を推進し得る体制を整備するために、「米軍再編実施本部（本部長：防衛庁防衛政策局長）」が設置された（同日、上記検討委員会は廃止）。

また、同日、防衛施設庁は、「普天間飛行場全面返還等問題対策本部」及び「艦載機訓練場対策・移転訓練支援本部」を廃止し、「米軍再編等の実施に係るプロジェクトチーム」を設置し、これを受け、施設部に総括調整チーム、本土企画チーム及び沖縄企画チームが、建設部に工事計画チームが、それぞれ設置された。

## ● 関係地方公共団体への説明

米軍再編は、抑止力の維持及び地元負担軽減の観点から是非とも実現すべき事案であり、そのためには、関係地方公共団体、国民一般の理解と協力を得ることが重要である。

このため、平成17年10月29日の「共同文書」の発表直後から防衛施設庁長官等が、また同年11月以降は防衛庁長官を先頭にほぼ1ヶ月間集中して、米軍再編に係る防衛施設が所在する地方公共団体等12都道府県及び43市町村の計55地方公共団体などを訪問し、同文書の内容や方向性等について説明を行った。

また、防衛施設庁は、関係地方公共団体からの質問に対する回答や、地方公共団体の議会や住民説明会等の場において、ロードマップ作成に向けた日米協議の結果を踏まえた説明等を行うとともに、関係地方公共団体の近隣の地方公共団体に対しても適宜説明を行った。

さらに、防衛庁は、米軍再編に関して、広く国民一般の理解を得るため、パンフレットの作成・配布、防衛庁広報誌や政府広報誌等への掲載を積極的に行うほか、防衛施設庁のホームページにおいて関係地方公共団体から寄せられた質問及びこれに対する回答を含む地元説明状況などを取りまとめ、公表を行った。

その後、平成18年5月1日「ロードマップ」の発表、同月30日「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」の閣議決定及び平成19年2月9日閣議決定された米軍再編特措法案について、改めてすべての関係地方公共団体への説明を行った。

これまでに、上記の55地方公共団体にその近隣の13団体を加えた、計68関係地方公共団体に対して説明を行っている。

この関係地方公共団体への説明は、①米軍再編に係る地方公共団体が北海道から沖縄まで全国にまたがっていること、②同時並行で地元調整を行う必要があること、③限られた期間で可能な限り多くの関係地方公共団体から理解を得なければならないこと、とい

う防衛施設庁始まって以来の重大かつ困難なものであり、同庁の総力を挙げて取り組んでいるところである。

これまでに、68の関係地方公共団体のうち47の関係地方公共団体から容認又はやむを得ないなどの一定の理解を得ており（平成19年7月1日現在）、引き続き、残る21の関係地方公共団体から理解を得るよう努力しているところである。

米軍再編関係地方公共団体（平成19年7月1日現在）

| 再編の内容                                                | 関係地方公共団体                   |                                                                    |
|------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 普天間飛行場代替施設<br>（キャンプ・シュワブ）                            | 沖縄県                        | 名護市、宜野座村、東村、金武町、恩納村                                                |
| 陸自共同使用<br>（キャンプ・ハンセン）                                | （沖縄県）                      | （金武町）、（恩納村）、（宜野座村）                                                 |
| PAC-3の配備<br>（嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫）                          | （沖縄県）                      | 沖縄市、嘉手納町、北谷町、うるま市、読谷村、（恩納村）                                        |
| 空自共同使用（嘉手納飛行場）                                       | （沖縄県）                      | （沖縄市）、（嘉手納町）、（北谷町）                                                 |
| 嘉手納飛行場以南の土地返還                                        | （沖縄県）                      | 那覇市、浦添市、（北谷町）、（沖縄市）、宜野湾市、北中城村<br>※計画策定後、関係市町村が判明                   |
| Xバンド・レーダーの配備<br>（車力通信所）                              | 青森県                        | つがる市                                                               |
| 空自航空総隊司令部の移転<br>（横田飛行場）                              | 東京都                        | 福生市、羽村市、武蔵村山市、立川市、昭島市、瑞穂町                                          |
| 米陸軍司令部能力の改善等<br>（キャンプ座間、相模総合補給廠）                     | 神奈川県                       | 座間市、相模原市                                                           |
| 空母艦載機の厚木から岩国への移駐／KC-130の普天間から岩国への移駐／海自航空機の岩国から厚木への移駐 | 山口県<br>広島県<br>（神奈川県）       | 岩国市、和木町、周防大島町<br>大竹市<br>大和市、綾瀬市、横浜市、海老名市、藤沢市、茅ヶ崎市、町田市              |
| 恒常的な空母艦載機着陸訓練<br>（FCLP）施設                            |                            | ※計画策定後、関係市町村が判明                                                    |
| KC-130のローテーション展開<br>（鹿屋基地）                           | 鹿児島県                       | 鹿屋市                                                                |
| 訓練移転、緊急時使用<br>（築城基地）<br>（新田原基地）                      | 福岡県<br>宮崎県                 | 行橋市、みやこ町、築上町<br>西都市、新富町、宮崎市、木城町、高鍋町                                |
| 訓練移転<br>（千歳基地）<br>（三沢基地）<br>（百里基地）<br>（小松基地）         | 北海道<br>（青森県）<br>茨城県<br>石川県 | 千歳市、苫小牧市<br>三沢市<br>小美玉市、鉾田市、行方市、かすみがうら市、茨城町<br>小松市、加賀市、白山市、能美市、川北町 |

（注）1 太字ゴシックは容認又はやむを得ない等一定のご理解をいただいた地方公共団体

2 （ ）書きは、再編項目に関し重複する地方公共団体を示す

## ● 米軍再編事案の進捗状況

### ○ 普天間飛行場の移設・返還

「ロードマップ」において、辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ区域にV字型の2本の滑走路を有する代替施設を設置することとされた（第8章第6節参照）。

### ○ 嘉手納飛行場以南の土地の返還

（牧港補給地区、キャンプ瑞慶覧の一部、キャンプ桑江及び陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム）

- ・統合のための詳細な計画を作成するため、機能の移転先を含め日米間で協議中。

(那覇港湾施設)

- ・統合のための詳細な計画を作成するため、浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）について日米間で協議中。
- ・移設・返還を円滑に進めるため、那覇港湾施設移設に関する協議会等において関係地方公共団体等との間で協議中。

#### ○施設の共同使用

(キャンプ・ハンセンの陸上自衛隊による共同使用)

- ・キャンプ・ハンセンでの陸上自衛隊の訓練内容等について日米間で調整中。

(嘉手納飛行場の航空自衛隊による共同使用)

- ・嘉手納飛行場から本土への訓練移転による負担軽減の効果が損なわれないことを基本として、今後、共同使用の内容等について日米間で協議を進めていく考え。

#### ○訓練移転及び緊急時使用

- ・平成19年1月11日、既存の共同訓練に係る日米合同委員会における合意のうち共同訓練回数制限の撤廃、また共同訓練の費用分担（日本側約4分の3、米側約4分の1）等について日米合同委員会合意。

- ・訓練移転実施状況

(平成18年度)

平成19年3月5日～8日、嘉手納飛行場から築城基地への訓練移転（タイプⅠ）を実施。

(平成19年度)

- ① 同年5月16日～23日（土日を除く）、嘉手納飛行場から小松基地への訓練移転（タイプⅠ）を実施。
- ② 同年6月18日～22日、岩国飛行場から築城基地への訓練移転（タイプⅠ）を実施。
- ③ 同年7月16日～21日（土祝日を除く）、嘉手納飛行場から三沢基地への訓練移転（タイプⅠ）を実施。

※平成19年度は、タイプⅠを計12回程度、タイプⅡを計3回程度予定。

タイプⅠ訓練：1回につき1～5機の米軍機が1～7日間参加する訓練

タイプⅡ訓練：1回につき6～12機の米軍機が8～14日間参加する訓練

- ・共同現地調査実施状況

- ① 平成19年3月5日～11日、新田原基地、同月13日～16日、築城基地において実施。

- ② 平成19年度は、千歳基地、百里基地及び小松基地において実施予定。

- ・関係地方公共団体との間で訓練移転に係る協定を締結。

千歳基地：平成19年1月26日（千歳市及び苫小牧市）

百里基地：同月 17 日（小美玉市、鉾田市及び行方市）

築城基地：同年 2 月 26 日（行橋市、みやこ町及び築上町）

新田原基地：同年 4 月 16 日（新富町、西都市、宮崎市、高鍋町及び木城町）

※小松基地については、昭和 50 年 10 月 4 日に締結した協定等を遵守（平成 18 年 7 月 25 日、大阪防衛施設局長から小松市長に対し、文書にて回答）

### ○米陸軍司令部能力の改善

（キャンプ座間）

- ・陸上自衛隊中央即応集団司令部等の具体的な整備場所（共同使用エリア）について、日米間で協議中。
- ・1.1ha の返還により、影響を受ける施設の移設等に関し日米間で協議中。

（相模総合補給廠）

- ・約 17ha の返還及び約 35ha の共同使用により、影響を受ける施設の移設等に関し日米間で協議中。

### ○横田飛行場

- ・航空自衛隊航空総隊司令部の移転について、同司令部及び関連施設に係る配置計画に関し日米間で協議中。
- ・横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を行うため、平成 18 年 10 月 12 日、横田飛行場の軍民共用化に関するスタディー・グループを設置し、日米間で協議中。

### ○空母艦載機の岩国飛行場への移駐等

（岩国飛行場）

- ・空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴い必要な施設整備についての包括的なマスタープラン（民航ターミナルの位置等を含む。）が米側で作成され、その概要を平成 19 年 5 月 17 日及び 18 日、関係地方公共団体に説明。今後、さらに日米間で細部を調整した上で施設整備を実施。
- ・米軍家族住宅の整備について、平成 19 年 1 月 30 日、山口県から防衛施設庁に対し、愛宕山開発用地を米軍家族住宅の建設用地として利用することに係る国の意向確認があり、防衛施設庁から、用地取得が可能であれば、米軍家族住宅用地の有力な候補地の一つとして考えられ、今後、米側と調整しつつ検討したい旨回答。

（鹿屋基地）

- ・鹿屋基地での訓練及び運用内容等について日米間で協議中。

### ○恒常的な空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設の選定

- ・平成 21 年 7 月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標として、現在、米軍の運用上の所要を米側に確認しつつ、候補地について日米間で協議中。

### ○Xバンド・レーダーの配備

- ・平成 18 年 5 月、航空自衛隊車力分屯基地の一部土地等について、暫定展開地として提

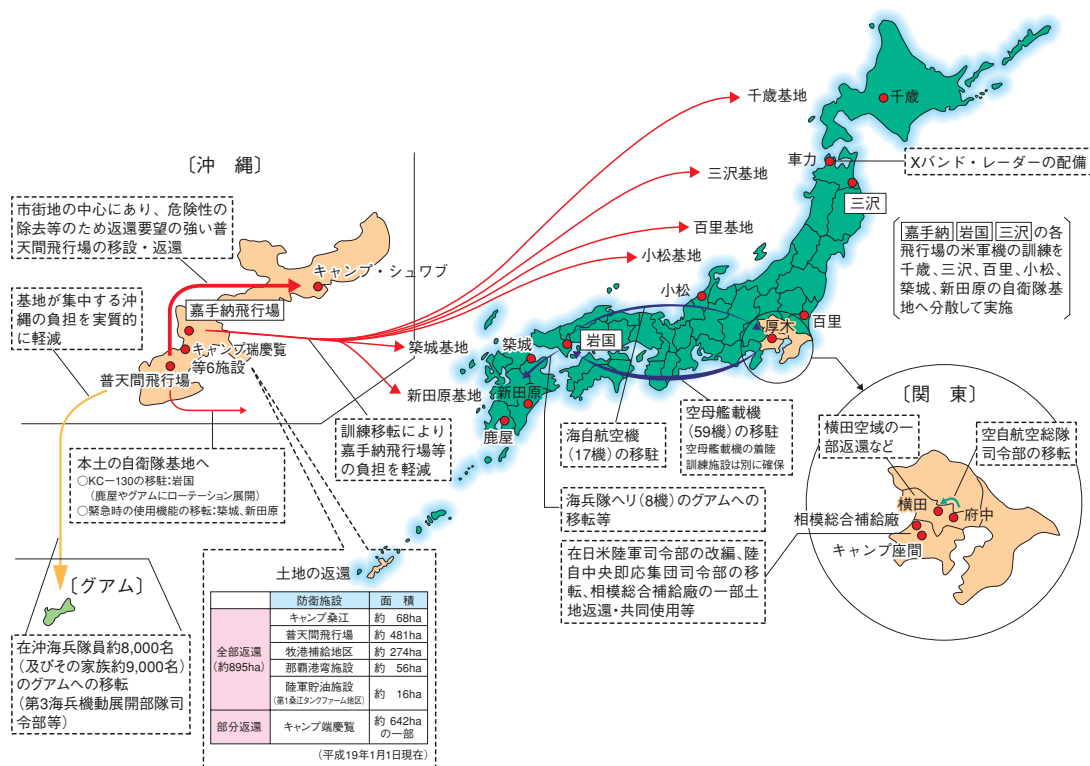
供（共同使用（約6.3ha））し、同年6月から暫定運用開始。

- ・同年7月、米軍に長期展開地として同分屯基地の一部土地等を提供（約7.2ha）。
- ・平成19年6月、米軍は、暫定展開地から長期展開地へレーダーを移動。

#### ○PAC-3の嘉手納飛行場等への配備

- ・平成18年7月、米国政府よりPAC-3を嘉手納飛行場及び嘉手納弾薬庫地区に配備する旨通報。
- ・同年8月以降、米軍要員が逐次沖縄入り（最終的に要員約600名が移動）。
- ・同年10月、ミサイル本体を含む器材搬入。
- ・同年12月末、一部運用開始。

米軍再編の概要



## COLUMN 11

## ●●●防衛施設庁職員のイラク人道復興支援活動への派遣

(平成 17 年 2 月 5 日)

防衛施設庁は、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（平成 15 年法律第 137 号）及び「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応処置に関する基本計画」（平成 15 年 12 月 9 日閣議決定）に基づき自衛隊がイラクにおいて行う人道復興支援活動のうち、公共施設の復旧・整備などに関して、これらの業務を担当する派遣隊員や現地スタッフに対する専門的・技術的なアドバイスをを行うために、建築、土木等の専門技術を有する防衛施設庁建設部の職員（技官）をイラクに派遣した。

これらの職員は、サマーワの陸上自衛隊宿営地を拠点として、ムサンナ県における給水施設、学校、診療施設、道路、橋梁などの公共施設の復旧、整備に関して、関係者に対する技術的な指導や助言等の活動を行い、事業の円滑な推進に貢献し、現地住民の生活環境の改善に寄与し、当該住民はもとより、他の派遣隊員や現地スタッフ等からも高く評価された。

派遣された防衛施設庁建設部の職員が携わった主な支援活動は、以下のとおりである。

## ① 給水施設

ムサンナ県における飲料水、生活用水の確保のための給水施設補修に関する技術的な指導や助言等の活動。

## ② 道路・橋梁

ムサンナ県の経済発展に寄与するための道路の補修工事に関する技術的な指導や助言等の活動。

## ③ 医療施設（PHC：Primary Health Center）

ムサンナ県の医療基盤の充実を図るための診療所等の補修工事に関する技術的な指導や助言等の活動。

## ④ 学校

ムサンナ県内の教育基盤である各市町村の学校補修工事に関する技術的な指導や助言等の活動。

## ⑤ その他の公共施設

地域社会作り支援分野でのスポーツ施設、公園、ガソリンスタンド等の補修工事等に関する技術的な指導や助言等の活動。

また、派遣された職員の 1 人は、支援活動を以下のように回想している。

私は、自衛隊などが使用する駐屯地や飛行場などの施設の建設を担う防衛施設庁建設部からイラクに派遣された初めての職員です。

現地では、これまでの勤務で得た建設工事についての知識や経験を活かし、イラク人道復興支援のための建設改修や道路補修など、建設工事全般について、各事業を担当する派遣隊員や現地スタッフに対して、技術的なアドバイスを行う仕事をしました。特に技術的に難しい課題については、メールなどで防衛施設庁本庁の専門部署と相談を行いながら、一つずつ克服してきました。

しかしながら、実際には苦労も多く、現在のイラクでは建設資材が不足しがちで、例えば鉄骨材では入手可能なものは限られ、事前に流通状況の調査を行わなければ設計できません。また、産油国でありながらアスファルトが非常に不足しており、道路工事の進捗もままならない状況です。さらに、言葉の壁により施工業者との意思疎通が難しい状況で技術指導を行うなど、これまで経験したことがない苦労がありました。また、これらに加え、気温が50度にも達する酷暑の中の勤務ではありましたが、人道復興支援活動を通じて技術を教えることや工事現場に集まってくる子供たちとの触れ合いは、技術者として、また1人の人間としての喜びであり、日本の建設技術者の代表と思って臨んだ今回の派遣は、私の人生において大変意義深いものとなりました。



この派遣は、平成17年2月に始まり、職員は定期的に交代を行いながら、平成18年7月の撤収まで活動を行った。

復興支援活動中の防衛施設庁建設部の職員  
(右から2人目)